

平成25年第7回太子町議会定例会（第447回町議会）会議録（第1日）

平成25年12月5日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 議案第51号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 7 議案第52号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第53号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第54号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第55号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 11 議案第56号 揖龍広域センター等の事務委託の廃止について
- 12 議案第57号 職員の再任用に関する条例の制定について
- 13 議案第58号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第59号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第60号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第61号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第62号 太子町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第63号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第64号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第65号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第66号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 意見書案第3号 道州制導入に反対する意見書の提出について
- 23 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 議案第51号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 7 議案第52号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第53号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第54号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第55号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

- 11 議案第56号 揖龍広域センター等の事務委託の廃止について
- 12 議案第57号 職員の再任用に関する条例の制定について
- 13 議案第58号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第59号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第60号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第61号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第62号 太子町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第63号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第64号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第65号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第66号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 意見書案第3号 道州制導入に反対する意見書の提出について
- 23 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	11 番	中 島 貞 次
12 番	服 部 千 秋	13 番	中 井 政 喜
14 番	佐 野 芳 彦	15 番	井 村 淳 子
16 番	橋 本 恭 子		

会議に欠席した議員

10 番 清 原 良 典

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	山 本 雅 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一
監 査 委 員	水 野 賢 司		

議長挨拶

ます。

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

師走に入り何かと御多忙の中、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここ

開会に先立ちまして、一言挨拶を申し上げ

に平成25年第7回太子町議会定例会（第

447回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。

さて、今期定例会は、各会計の補正予算、条例制定等いずれも重要な案件を御審議いただくことになっております。議員各位におかれましては、慌ただしい年末を控え、殊のほか御多用のことと存じますが、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（北川嘉明） おはようございます。

平成25年第7回太子町議会定例会（第447回町議会）が開会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

慌ただしい師走となりましたが、議員各位におかれましては、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、人事案件1件、予算案件5件、条例案件10件、その他の案件1件の合わせて17件の議事につきまして御審議をお願い申し上げます。

提出させていただきました各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前9時59分）

○議長（橋本恭子） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第7回太子町議会定例会

（第447回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本恭子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、藤澤元之介議員、首藤佳隆議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（橋本恭子） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの15日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（橋本恭子） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等17件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき、定期監査の報告書及び地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成25年度10月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者、職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち水野賢司監査委

員には本日の会議のみ、栄藤雅雄総務課長、宗野祐幸生活環境課長、八幡充治街づくり課長、水田茂上下水道事業所長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（橋本恭子） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から9月27日、10月4日、10月11日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（橋本恭子） 日程第5、諮問第3号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 諮問第3号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしております前岡眞理子氏が平成26年6月30日付をもって任期満了となります。

前岡氏は、平成17年4月1日より人権の擁護及び相談業務に熱意を持って活動していただいております、引き続き同氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき町議会の意見を求めるものであります。

前岡氏の経歴は参考資料のとおりであります。

よろしく御審議を賜り、原案に異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり推薦することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第6、議案第51号から日程第21、議案第66号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第6 議案第51号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（橋本恭子） 日程第6、議案第51号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第51号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費、事業執行に伴う関係経費の補正及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,300万7,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を93億6,716万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債の追加であります。

次に、歳出予算につきましては、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費の追加と議会費、公債費の減額であります。

また、地方債の補正については、都市計画事業、防災基盤整備事業の限度額を変更しております。

詳細につきましては総務部長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ただいま上程されました議案第51号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

人件費につきましては、職員給料、期末勤勉手当等の減額とそれに伴う共済費、退職手当組合負担金の減額及び時間外勤務手当の追加により、全体を通じまして総額81万7,000円の増額となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目8交通安全対策費、節11需用費100万円の追加につきましては、9月から交通安全灯をリース方式によりLED化する予定でしたが、リース期間に係る条例改正が必要となったため、実施時期を年度末に変更し、従前の交通安全灯の電気料金を追加するものでございます。節14使用料及び賃借料120万円の減額につきましては、先に御説明いたしましたLED化の実施時期の変更に伴う交通安全灯借料の減額でございます。

目13基金費、節25積立金の追加につきましては、地域の元気臨時交付金を平成26年度の新庁舎建設費に充てるため、公共施設建設基金へ充当可能額を含め5,000万円を積み立

て、財政調整基金積立金の減額につきましては、財源調整でございます。

18ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金・補助及び交付金48万円の追加は、高齢者等住宅改造費助成の9月までの申請が10件に上り、今後見込まれる8件に係る不足額を補正するものでございます。節28繰出金については国民健康保険特別会計の補正予算による減額でございまして、目2老人福祉費の節28繰出金につきましても介護保険特別会計の補正による追加でございます。

目3老人医療費、節20扶助費153万円の追加につきましては、老人医療扶助費の8月までの状況とその後の動向を見込み、精査したことによる補正でございます。

目6障害者福祉費、節12役務費の審査支払手数料3万3,000円及び次のページの項2児童福祉費、目5児童措置費、節12役務費、審査支払手数料7万4,000円の追加につきましては、支払い処理件数の増加に伴う追加でございます。

目6障害者福祉費、節19負担金・補助及び交付金13万4,000円の追加につきましては、グループホーム利用者2名の増加に伴う追加でございます。節20扶助費4,197万8,000円の追加につきましては、8月末までの給付状況とその後の動向を見込み、精査したことによる補正でございます。

同様に目7障害者医療費、節20扶助費455万2,000円の追加、次ページにございます項2児童福祉費、目4母子家庭等医療費、節20扶助費236万4,000円の追加、目5児童措置費、節20扶助費587万9,000円の追加、目6乳幼児等医療費、節20扶助費205万3,000円の減額及び款4衛生費、項1保健衛生費、目3母子衛生費、節20扶助費62万円の追加につきましても、これまでの給付状況と今後の動向を見込んだ補正でございます。

22ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業

振興費、節19負担金・補助及び交付金331万4,000円の追加につきましては、本年2月に設立されました阿曾レンゲの里営農組合が、兵庫県集落営農組織高度化促進事業を活用し、トラクターを購入いたします。本町におきましても、農業及び地産地消の推進を図るため、太子町農林業振興補助金交付要綱に基づき、県の補助金と合わせて当組合へ補助するものでございます。

なお、事業費の内訳は、県3分の1、太子町3分の1、営農組合3分の1でございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節7賃金の4万5,000円減額につきましては、嘱託作業員の病気休暇の延長による賃金の減額及び代替え雇用の臨時作業員の雇用を延長するための追加でございます。

目2道路維持費、節15工事請負費400万円の追加につきましては、今年度当初から人件費、原材料費等の価格高騰が続いており、当初計画しておりました道路維持工事の実施が極めて困難になっていることに加え、10月下旬に発生しました沖代線道路陥没による舗装補修工事の追加が生じたため、補正するものでございます。

目3生活道路整備事業費、節15工事請負費250万円の追加につきましては、通学路緊急合同点検にて早期対策を求められております黒岡神社下出線と国道179号線の交差点改良工事を実施するもので、隣接地の宅地造成との進捗にあわせ、進めるものでございます。

24ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目2下水道事業費、節28繰出金166万2,000円の追加につきましては、平成24年度の消費税額が確定したことによる繰出金の追加でございます。

目3公園管理費、節13委託料150万円の減額につきましては、長寿命化計画策定業務の入札減によるものでございます。

目4公園事業費、節15工事請負費200万円の追加につきましては、補助金の振りかえも

含めて、総合公園の駐車場整備に伴い、未整備箇所からの進入による舗装の破損に備えるため、既存の入り口から整備箇所までの仮舗装等を実施するものでございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金・補助及び交付金160万8,000円の追加につきましては、西はりま消防組合本部の兵庫衛星通信ネットワークを整備するための負担金の追加でございます。なお、財源として充当率100%、交付税算入70%の緊急防災・減災事業債を活用いたします。

目4災害対策費、節19負担金・補助及び交付金858万円の追加につきましては、設置から20年が経過しました兵庫衛星通信ネットワークを県下一斉に整備するための県への負担金でございます。本町での整備につきましては、県の事業実施が平成26年度に予定されており、新庁舎建設工事と並行して整備いたします。なお、財源につきましては同じく緊急防災・減災事業債を活用いたします。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節9旅費4万6,000円の追加につきましては、8月9日に開催のちがさき宇宙記念日において、急遽教育長への参加依頼があり、参加いたしましたので、今後の旅費不足を補正するものでございます。

目3教育振興費、節7賃金104万円の追加につきましては、石海小学校児童の交通事故死により相談が増加し、以降も継続的に相談が増加しているため、スクールカウンセラー賃金を補正するものでございます。節19負担金・補助及び交付金103万円の追加につきましては、主に中学校の陸上部、ソフトテニス部、水泳部等の選手の活躍により、近畿大会及び全国大会への出場が大幅に増加したため、所要額を追加するものでございます。

26ページをお願いいたします。

節20扶助費12万円の追加につきましては、特別支援学校への入学者が4名増えたことによる就学援助費の追加でございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節7賃金

122万1,000円の減額につきましては、嘱託事務員の育児休業の取得による減額でございます。

28ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節15工事請負費78万4,000円の追加につきましては、開館当時に設置し34年を経過しました非常警報設備が、起動装置の劣化により起動できない状態になっております。非常時に備え、更新を行うものでございます。

款12公債費、項1公債費、目1元金につきましては、平成23年度の繰越事業として実施しました太田小学校及び石海小学校の耐震化事業の事業費の減に伴う借入額の減額により、元金償還金630万円を減額するものであります。

目2利子1,178万7,000円の減額につきましても同様に、借入額の減によるものでございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金につきましては、歳出における各事業費の補正とあわせた追加及び平成24年度の児童手当支給実績の確定に伴う精算交付分でございます。

項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金につきましては、歳出における各事業費の補正、子育て支援交付金の交付事業が県補助金に移行したことによる減額及び平成24年度の子育て支援交付金の確定に伴う精算交付分でございます。

目7総務費国庫補助金、地域の元気臨時交付金460万9,000円の追加につきましては、交付額の確定による追加でございます。

款15県支出金、項1県負担金につきましては、款14国庫支出金、項1国庫負担金と同様の補正でございます。

12ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費県補助金につきましては、歳出における各事業費の補正とあわせて、それぞれ計上いたしております。な

お、節2児童福祉費補助金の子育て支援対策臨時特例交付金1,978万1,000円の追加につきましては、民生費国庫補助金に計上してございました子育て支援交付金を減額し、県補助金として補助基準及び補助率の変更を加え、追加するものでございます。

目5農林水産業費県補助金につきましては、歳出で御説明いたしました阿曾レンゲの里営農組合に交付する集落営農組織高度化促進事業補助金165万7,000円、補助率は3分の1でございます。

目7教育費県補助金につきましては、補助金の確定による補正でございます。

14ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入10万円の追加につきましては、宮城県山元町への派遣職員に係る時間外勤務手当相当分の地元負担金の追加でございます。

款21町債、項1町債、目1土木債につきましては、歳出で申しあげました都市公園施設整備に伴う減額でございます。

目5消防債につきましては、兵庫衛星通信ネットワーク整備に係る緊急防災・減災事業債の追加でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表は地方債補正の変更で、歳入予算にあわせて公園整備事業、兵庫衛星通信ネットワーク整備に係る起債限度額を補正いたしております。

以上で平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第7 議案第52号 平成25年度 兵庫県太子町国民健康保険特 別会計補正予算（第2号）

○議長（橋本恭子） 日程第7、議案第52号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第52号平成25年度
兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,994万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億6,635万6,000円とするものであります。

歳入予算については、県支出金、諸収入の追加と国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、繰入金の減額であります。

歳出予算については、総務費、諸支出金の追加と保険給付費、基金積立金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） ただいま上程されました議案第52号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細を御説明申し上げます。

それでは、歳出から御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、事業執行に伴う人件費の追加として4,000円を追加しております。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費につきましては、歳入の一般被保険者第三者納付金の追加に伴う財源更正であります。

目2 退職被保険者等療養給付費につきましては、当初予算編成時に想定した退職被保険者数よりも大幅な減となったことから、2,100万円減額するものであります。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費につきましては、当初予算編成時に想定

した一般被保険者数よりも大幅な増となったこと、また高額の手術が増加したことから、1,000万円を追加するものであります。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費につきましては、支給件数の増加に伴い110万円追加するものであります。

12ページをお願いいたします。

款9 基金積立金につきましては、歳入歳出補正の結果生じた差額3,005万1,000円の財源調整のため、財政調整基金積立金から減額しております。

款11 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金につきましては、補助申請に用いた兵庫県国民健康保険団体連合会が作成した帳票が錯誤していたことにより、過大交付となった平成23年度国庫財政調整交付金について、償還金を1,000円追加するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いします。

款1 国民健康保険税につきましては、決算見込みにより目1 一般被保険者国民健康保険税の現年課税分で1,095万円を減額し、目2 退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分で381万円を追加しております。この要因は、主に課税のもととなる基準総所得金額の増減によるものであります。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金につきましては、負担金対象経費から控除される退職被保険者相当分調整対象基準額の増加に伴い、1,243万8,000円減額しております。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金につきましては、歳出の一般被保険者に係る保険給付金の補正により、110万6,000円を追加しております。

8ページをお願いいたします。

款4 療養給付費等交付金、目1 療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等国民健康保険税の追加及び歳出の退職被保険者等療養給付費の補正に伴い、2,405万8,000円減額しております。

款6県支出金、項2県補助金、目2財政調整交付金につきましては、節1普通調整交付金を100万円追加、節2特別調整交付金を16万7,000円追加、合計116万7,000円を追加しております。いずれも歳出の一般被保険者に係る保険給付費の補正により追加しております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2職員給与費等繰入金につきましては、歳出の一般管理費を4,000円追加したことにより同額を追加しております。また、節4財政安定化支援事業繰入金につきましては、平成25年度普通交付税の交付額の確定により、5万9,000円を減額しております。

款12諸収入、項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金につきましては、10月末までの実績により、147万2,000円追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,994万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億6,635万6,000円とするものでございます。

以上で平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第8 議案第53号 平成25年度  
兵庫県太子町介護保険特別会  
計補正予算（第2号）**

○議長（橋本恭子） 日程第8、議案第53号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第53号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正するものでありま

す。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,295万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億2,138万3,000円とするものであります。

歳入予算については、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金の追加と県支出金の減額であります。

歳出予算については、保険給付費、地域支援事業費の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） ただいま上程されました議案第53号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

歳入歳出とも既定の歳出予算額の総額に2,295万1,000円増額し、総額で19億2,138万3,000円としております。

それでは、歳出から説明いたします。

歳出全体を通じて、職員人件費につきましては、事業執行による人件費の精査を行った結果による増減及び減額でございます。

保険給付費につきましては、要介護、要支援認定者数の増による増額補正を行うものでございます。

それでは、10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、節2給料で16万7,000円、節3職員手当等で1万円、節19負担金・補助及び交付金で6万2,000円減額し、合わせて23万9,000円減額しております。

款2保険給付費、項1介護諸費につきましては、上半期の給付の状況により下半期の必要額を推計した結果、現予算に不足が生じるものと思われるため、目1介護サービス費として1,480万6,000円、目2予防サービス費として403万9,000円、目3高額介護サービス費として68万6,000円、目4特定入所者サービ

ス費として360万2,000円で、合計2,313万3,000円を追加しております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費については、節3職員手当等で4万9,000円、節4共済費で8,000円増額し、合わせて5万7,000円を追加しております。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、介護給付費増額に伴い、640万6,000円を追加しています。

項2国庫補助金、目1調整交付金については、介護給付費増額に伴い、9万6,000円を追加しております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、保険給付費増額に伴い、670万8,000円を追加しております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金については、介護負担割合の精査により、204万9,000円を減額しています。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、保険給付費増額及び人件費の補正に伴い、271万円を追加しております。

8ページをお願いいたします。

款8繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金については、介護給付費の増額に伴い、908万円を追加しております。

歳入についての説明終わります。

以上で議案第53号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第9 議案第54号 平成25年度
兵庫県太子町下水道事業特別
会計補正予算（第3号）**

○議長（橋本恭子） 日程第9、議案第54号

平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第54号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億2,198万5,000円とするものであります。

歳入予算の内容につきましては、財源調整のため、一般会計繰入金を166万2,000円追加しております。

歳出予算の内容につきましては、一般管理費で平成24年度分の確定申告に基づき納税します消費税について166万2,000円を追加しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第10 議案第55号 平成25年  
度兵庫県太子町水道事業会  
計補正予算（第2号）**

○議長（橋本恭子） 日程第10、議案第55号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第55号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、収益的支出におきまして、給水管漏水による修繕料151万4,000円を追加し、事業費用総額を4億

8,704万7,000円としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 1 1 議案第 5 6 号 揖龍広域センター等の事務委託の廃止について**

○議長（橋本恭子） 日程第11、議案第56号揖龍広域センター等の事務委託の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第56号揖龍広域センター等の事務委託の廃止について説明を申し上げます。

本案件につきましては、たつの市に事務委託することにより運営してきました揖龍広域センター及び揖龍視聴覚ライブラリーについて、施設の老朽化や広域的運営の必要性が薄れていることから、平成26年3月31日をもって委託を廃止するものであります。

詳細につきましては副町長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第56号揖龍広域センター等の事務委託の廃止につきまして詳細説明を申し上げます。

揖龍広域センター及び揖龍視聴覚ライブラリーに関する事務の管理及び執行に当たりましては、昭和48年11月1日から新宮町、揖保川町、御津町及び太子町が龍野市へ事務委託することにより運営をしてまいりました。そして、平成17年10月1日の龍野市、新宮町、揖保川町、御津町の合併後は、たつの市と太子町が構成市町となっております。

また、揖龍広域センター施設は播磨中央広

域市町村圏計画に基づく広域市町村振興整備事業として昭和49年1月に龍野市、新宮町、揖保川町、御津町及び太子町が共同して建設したもので、耐震診断が必要とされる施設であるとともに、建築から約40年が経過し老朽化が進んでおります。かつては揖龍保健衛生施設事務組合や休日夜間急病センター、揖保郡医師会、揖保郡町村会など数多くの団体の事務所がある活動の拠点でしたが、これらが他の新しい施設へ移転した現在は、空き部屋となった会議室の利用の減少やIT技術の進歩に伴う揖龍視聴覚ライブラリーの視聴覚教材の貸出件数の減少などが進み、広域的運営の必要性が薄れている状況でございます。

このような状況を踏まえまして、各市町の既存施設において当該揖龍広域センター及び揖龍視聴覚ライブラリーの機能は十分に保持することが可能であることから、たつの市と太子町との揖龍広域センター及び揖龍視聴覚ライブラリーに関する事務の委託を平成26年3月31日をもって廃止することとし、その協議のために地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 1 2 議案第 5 7 号 職員の再任用に関する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第12、議案第57号職員の再任用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第57号職員の再任用に関する条例の制定について説明を申し上げます。

平成25年度に60歳定年退職となる職員から退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げることに伴い、60歳で定年退職した職員について無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の接続が図られる必要があります。

そのため、国家公務員においては、平成25年度以降に定年退職する職員が退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する者については再任用すること等が閣議決定されたところであり、本町でも再任用の根拠となる職員の再任用に関する条例を制定し、また本条例の制定に係る条例について、附則により改正を行うものであります。

詳細につきましては副町長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程いたしました議案第57号職員の再任用に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本条例は、再任用の根拠となる職員の再任用に関する条例を制定するものでございます。

なお、関係条例については、本条例の附則により改正を行ってまいります。

再任用条例の未制定団体は県内41団体中、本町を含め6団体で、全ての団体が年度内の制定を予定しております。

また、民間においても高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、65歳未満の定年を定めている事業主に対して65歳までの雇用を確保するための措置として、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置を導入する義務が課せられているところでございます。

それでは、条例の内容について説明を申し上げます。

第1条におきまして、本条例が地方公務員法により制定しているという趣旨を規定いた

しております。

第2条におきましては、地方公務員法の規定による定年退職者に準ずるものを規定いたしております。

第3条におきましては、任期の更新について、第4条においては任期の末日について規定をいたしております。

次に、条例附則第2条公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正でございますが、社会福祉協議会への職員派遣について、再任用職員においても派遣の対象とすることが出来るものとしております。

次に、条例附則第3条職員の定年等に関する条例の一部改正でございますが、当該条例に規定されておりました限定的な定年退職者の再任用の条項が、このたびの職員の再任用に関する条例の制定により不要となったことから、削除するものでございます。

次に、条例附則第4条職員の勤務時間等に関する条例の一部改正でございますが、再任用職員の勤務時間及び年次休暇等の取り扱いを新たに定めたものでございます。

次に、条例附則第5条職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、再任用職員が育児短時間勤務等をする場合の給与についての取り扱いを定めたものでございます。

次に、条例附則第6条一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、一般職に属する再任用職員の給料月額を初め、諸手当についての取り扱いを定めたものでございます。

次に、条例附則第7条太子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、水道事業職員における再任用職員の給料月額を初め、諸手当についての取り扱いを定めたものでございます。

最後に、施行期日は平成26年4月1日としております。

以上、よろしく御審議を賜り、御議決いた

だきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 13 議案第 58 号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第13、議案第58号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第58号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成25年11月11日付で太子町行財政審議会より受けました非常勤特別職等の報酬額の見直しに係る答申に基づき、その報酬額について県下類似団体及び近隣市町との均衡を図り、適正な支給水準の額に改正するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、選挙の投票及び開票に係る選挙長、選挙立会人、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人に係る報酬額の引き下げ及び審議会委員等の一般的な非常勤特別職の委員に係ります報酬額の引き下げでございます。

いずれも類似団体及び近隣市町と比較して高い支給額であったものについて適正化を図るため、平均額程度へ減額を実施するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成26年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 14 議案第 59 号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第14、議案第59号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第59号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

当該条例の改正につきましては、平成25年11月11日付で太子町行財政審議会より受けました特別職の給与の見直しに係る答申に基づき、副町長の給与について改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、副町長の給料月額を平成26年4月1日から当分の間、従前の給料月額に100分の90を乗じた額とすることを規定しております。

なお、条例の施行日につきましては、平成26年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 15 議案第 60 号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第15、議案第60号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第60号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について説明を申し上げます。

特別職の給与と同様に行政審議会より受けました答申に基づき、教育長の給与について改正し、あわせて職員の再任用に関する条例の制定に関する一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴う条項を整理するものです。

改正の内容といたしましては、条例中で委員をしている一般職の職員の給与に関する条例の条項ずれを整理し、附則において、教育長の給料月額を平成26年4月1日から当分の間、従前の給料月額に100分の92を乗じ得た額とすることを規定しております。

なお、条例の施行日につきましては、平成26年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第61号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第16、議案第61号長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第61号長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、道路照明灯についてリース方式によるLED化を推進するに当たり、現行条例においては長期継続契約を締結することができる期間を5年以内と規定しておりますが、LED照明については国土交

通省のガイドラインにおいて定額寿命が6万時間以上、10年以上と想定されており、10年以上の耐用年数があるものについて5年間で契約することはリース料が割高となり非経済的となるため、今後同様の理由により5年を超える期間で長期継続契約をするほうが財政上有利となる場合も想定し、合理的で経済的な契約期間を設定できるように改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成26年1月1日とします。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第17 議案第62号 太子町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第17、議案第62号太子町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第62号太子町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成25年7月3日に公布され、平成26年1月3日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

改正内容としましては、条例中に引用している旧法律題名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」へ改めるものであります。

なお、施行日については、平成26年1月3日とします。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 18 議案第 63 号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第18、議案第63号太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第63号太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましても、議案第62号の太子町犯罪被害者等支援条例の一部改正と同様に、当該条例中に引用している法律名を改正するものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 19 議案第 64 号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第19、議案第64号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第64号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、下水道使用料に係

る消費税等について、消費税法及び地方税法等の一部改正が決定されましたので、平成26年4月1日以降に適用される下水道使用料の消費税率等に関する経過措置の規定を定めるものでございます。

詳細につきましては経済建設部長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ただいま上程されました議案第64号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、下水道使用料に係る消費税等について、消費税法等の一部改正が決定されましたので、平成26年4月1日以後に適用される下水道使用料の消費税率等に関する経過措置の規定を定めるものでございます。

適用日前から使用している者が、平成26年4月30日までに使用料金が確定するものについては従前の税率を適用し、適用日前から使用している者で平成26年4月30日以後に使用料が確定する場合は、前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を、前回確定日から施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定する日までの期間の月数で割り、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定する料金を乗じた額が従前の税率とする経過措置であります。

なお、この条例の施行日は平成26年4月1日としております。

以上、よろしく御審議賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 20 議案第 65 号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第20、議案第65号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第65号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本条例の改正につきましても、議案第64号の太子町下水道条例の一部改正と同様に、浄化槽使用料に係る消費税等について消費税法及び地方税法等の一部改正が決定されましたので、平成26年4月1日以降に適用される浄化槽使用料の消費税率等に関する経過措置の規定を定めるものでございます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第66号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第21、議案第66号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第66号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が平成26年4月1日より改正されることに伴い、その文言の表記について改正し、経過措置を規定するものでございます。

また、1つのメーターで2戸以上の使用水量を計量するときの料金算定につきましては、各戸に基本水量分を適用することを明記

する改正であります。

詳細につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ただいま上程されました議案第66号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

第24条は料金を定めてる条文でございますが、水道料とメーター使用料を税抜きで表示し、外税として消費税をうたっております。平成26年4月1日より現行5%の消費税及び地方消費税が8%に税率改正されることに伴う条例改正でございますが、その後に10%の税率が予定されていることなどから、消費税法及び地方税法に委ねる文言に改正するものです。

第26条は使用水量の認定が必要な場合を列記してる条文でございますが、現行条例第3号に共用給水装置により水道を使用するときとありますが、その内容を第27条に詳細に明記し、第26条第3号はその他必要があると認めたときと改正しております。

第27条は月の中途において水道の使用を開始し、または閉栓した場合の料金をうたった条文であります。改正文は基本を1カ月とし、ただし書きで使用水量が基本水量（10立方メートル、1カ月）の2分の1以下かつ使用日数が15日以下のとき、基本料金の2分の1とするとしております。

その次に、第2項として集合住宅用に供するもので、1個のメーターで2戸以上の使用水量を計量する場合の料金は、使用者等の申請により、各戸の使用水量が均等でかつ各戸に口径13ミリメートル以上のメーターが設置されているものとみなして、各戸ごとに算定した額の合計額とすることができるものとするものです。各戸に基本水量分の料金を適用させ、割高となっていた料金体系を解消するものです。

集合住宅用に供するものとは、太子町水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則の第19条で、1建物または1団地内に存する各戸に給水栓を有し、居住用に住宅が3分の2以上存する集合住宅または住宅団地とすると明記いたします。住居用住宅が3分の2以上という規定内容につきましては、隣接する姫路市水道局及び西播磨水道企業団が既にその内容で運用しているため、同町も同条件とするものです。

第32条の2は加入金の規定ですが、料金と同様に消費税法及び地方消費税法に委ねた条文に改正するものです。加入金の規定を税込みでうたっていることから、表中の加入金の額を金額に改正いたします。

附則につきましては、平成26年4月1日を施行期日とし、国税庁の示す経過措置をうたっております。

第2項では、平成26年4月1日を適用日として適用日前から継続して水道をしている方については、平成26年4月30日までに料金が確定するものについては従前の税率を適用すること。

第3項では、適用日前からの使用者で平成26年4月30日以後に料金が確定する場合の経過措置をうたっております。

第4項では、前項の計算過程で生じた1月未満の端数は、1月とすること。

第5項では、集合住宅等に供する料金の算定は、申請が承認された日以後初めて料金が確定するものから適用すると規定するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第22 意見書案第3号 道州制導入に反対する意見書の提出について

○議長（橋本恭子） 日程第22、意見書案第

3号道州制導入に反対する意見書の提出についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、御説明いたします。

本件につきましては、総務常任委員会に審査するよう求められておりましたが、福井輝昭副委員長、井川芳昭委員、吉田日出夫委員、平田孝義委員、森田眞一委員及び私を代表して御報告をいたします。

国は、外交、防衛など、国家として判断すべきことを判断し、地方で判断できることは地方に任せるという趣旨において、地方分権を推進することについて当委員会は賛成であるが、現在全国知事会が自由民主党、道州制推進本部に質問するなど、地方六団体がこぞって自由民主党の道州制基本法案について反対している状況も見られる。

当委員会は、地方分権を推進することには賛成ではあるが、道州制については慎重に議論を進めるべきであると考えている。

したがって、地方六団体の声などを慎重に考慮の上、関係行政庁は慎重に対応すべきであると考えている。

当委員会の中で出された意見には、道州制導入によって小規模町村の存在が否定されることはないか、強制合併を余儀なくされることはないか、住民と行政の距離が遠くなることはないか、地域に対する愛着や誇りが地域の原動力になっているが、それが尊重されなくなることはないかなど、多くの不安意見が出された。

したがって、全国町村議会議長会、兵庫県町議会議長会の陳情の趣旨を踏まえ、当委員会でも地方がその主体性を発揮するという意味の地方分権は今後も重要かつ推進すべきであると考えつつも、自由民主党の道州制基本法案の動きについては上記の不安が払拭されておらず、さらなる地方分権推進の議論が進むことを期待し、現段階においては道州制導入については反対とし、意見書を関係省庁に

提案することを結論とする。

道州制導入に反対する意見書（案）を読み上げますので、よろしくお願いします。

我々町村議会は、平成20年の町村議会議長全国大会以来、「真の分権型社会の実現を図るため、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、政府・与党に対し申し入れてきたところである。

また、全国町村議会議長会では、本年4月15日に「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行い、さらに7月18日には「分権型社会の実現を図るため、道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたが、政府・国会議員や財界主導により、道州制導入に向けた議論が進められている。

これらの法案では、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は事実上の合併を余儀なくされ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことが予想される。

国と地方の役割分担の見直し、地方分権の推進に当たっては、権限・事務・税財源の移譲等を具体的に示し、国民に対して丁寧な説明をし、地方の意見を十分に踏まえるとともに、十分議論した上で進めるべきである。

よって、我々兵庫県揖保郡太子町議会は、地方分権の推進に逆行するような道州制の導入に反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月5日。提出先、衆議院議長伊吹文明、参議院議長山崎正昭、内閣総理大臣安倍晋三、内閣副総理大臣麻生太郎、内閣官房長官菅義偉、総務大臣新藤義孝、兵庫県揖保郡太子町議会議長橋本恭子。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（橋本恭子） 趣旨説明が終わりまし

た。

お諮りします。

本案について、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時17分）

（再開 午前11時17分）

○議長（橋本恭子） それでは、再開します。

異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 私は今回の意見書の道州制導入に反対する意見書の提出について反対の討論をさせていただきます。

地方分権推進法が定められており、道州制の具体的な姿形とか移行のあり方等については、いまだ明らかになっていない部分もあります。

ところが、道州制というのは今までの中央集権国家体制を解消して、国の権限を大幅に削減、例えば一部の国の外交、防衛に関する部分とか皇室に関する部分などを除いて、それ以外の省庁に関しては一切地方に権限を移譲する、そういう意味合いであります。

これによって大幅な国家公務員の削減をもとにして、地域の活性化とか地方経済再生を狙うのが今回の道州制の考え方であろうと思われます。

道州によりまして、地域の道州の各地域の特性に応じた政策が可能になってくるわけです。例えば、北陸、東北あるいはそういう周

辺部に至りますと、農業とかそういう地場産業主体の政策を打ち出すとか、あるいは近畿圏、関西州になりますと、また工業とかそういうサービスを中心にした政策とかが可能になってくるわけです。

ということで、住民のニーズに応じたそういう政策が可能になるというのが、道州制であろうと思われます。

このような中央集権から地方分権へ権利を移譲したよい例として、大前研一さんはこのように言っておられます。

ロシアはいまだに連邦中央政府の強いコントロール下にある地域が多いと。それに対して、中国は権力を地方に譲渡し、地方は世界中から企業や投資資金等を呼び込んでいると。だから、中国には勢いがあると。中国の現在の姿を見れば、道州制が世界からお金を呼び込むための単位であり、外貨などに対する特別優遇措置などを定める単位であり、自立経済の単位であるというふうに大前研一さんは言っておられます。

そういう意味で、やはり道州制導入に反対というよりも、道州制導入は今後の日本のあるべき姿を進める上ではやっぱり進めるべきではないかなということで、公明党といたしましても今回推進をしております。

そういう意味で、今回道州制導入に反対する意見書の提出については反対といたします。

以上です。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第23 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（橋本恭子） 日程第23、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

（「議長、ちょっと休憩」の声あり）

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時22分）

（再開 午前11時43分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に

八幡儀則副町長を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました八幡儀則副町長を兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました八幡儀則副町長が兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました八幡儀則副町長が議

場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をします。

副町長。

○副町長（八幡儀則） お引き受けいたします。ありがとうございました。

○議長（橋本恭子） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月6日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午前11時45分）